

令和7年度後期以降の 越前市地域クラブ活動について

令和7年8月
越前市教育委員会

【越前市の子どもたちの新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築の考え方】

- ① 少子化等の中でも将来にわたり越前市の子どもたちが、**スポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会**を確保する。
- ② 越前市の子どもたちが、自発的な参画を通して「**楽しさ**」・「**喜び**」を感じ、**自己実現を図りながら活動**することができる場を整備する。
- ③ 地域の持続可能で多様なスポーツや文化芸術の環境を一体的に整備し、**過度に専門性を追求するのではなく**、子どもたちが気軽に参加できるように受益者の負担をできるだけ減らし、**多様な体験機会を段階的に確保**する。

越前市の地域クラブ活動の理念

- ① 越前市のウェルビーイングの方針(自分らしさを感じる場、可能性を引き出す舞台づくり)に沿った地域クラブ活動
- ② 子どもや大人、障がい者の参加・交流がある地域連携の地域クラブ活動
- ③ 新たなコミュニティの場(学校・家庭以外のコミュニティ)の創出としての地域クラブ活動
- ④ 多様なスポーツや文化芸術の機会を広げる地域クラブ活動
- ⑤ 体力、技術の向上、判断や選択(自己決定)による主体性育成の地域クラブ活動
- ⑥ 生涯のスポーツや文化芸術活動につながる地域クラブ活動

令和7年度の地域クラブ活動モデル事業について

越前市地域クラブ活動の理念の考え方や理念をもとに、地域クラブ活動のモデル事業に取り組んでおり、**令和7年度は最終年度**

令和7年度以降の見通し	
① 令和5年度～令和7年度	改革推進期間(令和7年度は最終年度)
② 令和8年度～令和10年度	改革実行期間(前期) 休日の地域展開を実施していない 各自治体は、この3か年で取り組む
③ 令和11年度～令和13年度	改革実行期間(後期) 改革実行期間を経て、平日、休日の地域展開を実施予定

出典:「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ、2025.5.16(次ページ参照)

※今後、越前市では、上記のように国の方針が令和13年度まで延長されたので、平日移行に関しては、県や他の市町の状況も踏まえ、検討していきます。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。**
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。**
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の**具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る**。地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築**していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②**新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。**
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は**地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。**
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●**対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。**
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、**国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。**
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、**多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。**
- 地方公共団体等において、**地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。** 1

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none">・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</p> <ul style="list-style-type: none">※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要③

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、**専門部署の設置**や**総括コーディネーターの配置**等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、**総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員**等と適切に役割分担を行い、**幅広い関係者が連携・協働**しながら一体となって取組を進める必要。
- **都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮**し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、**複数の市区町村による広域連携の取組**を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- **地域クラブ活動**は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、**地域クラブと学校との連携が大切**。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、**地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要**。
- こうしたことを踏まえ、**学習指導要領の次期改訂**においては、**地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載**としつつ、**地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載**を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、**地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告**されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要④

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

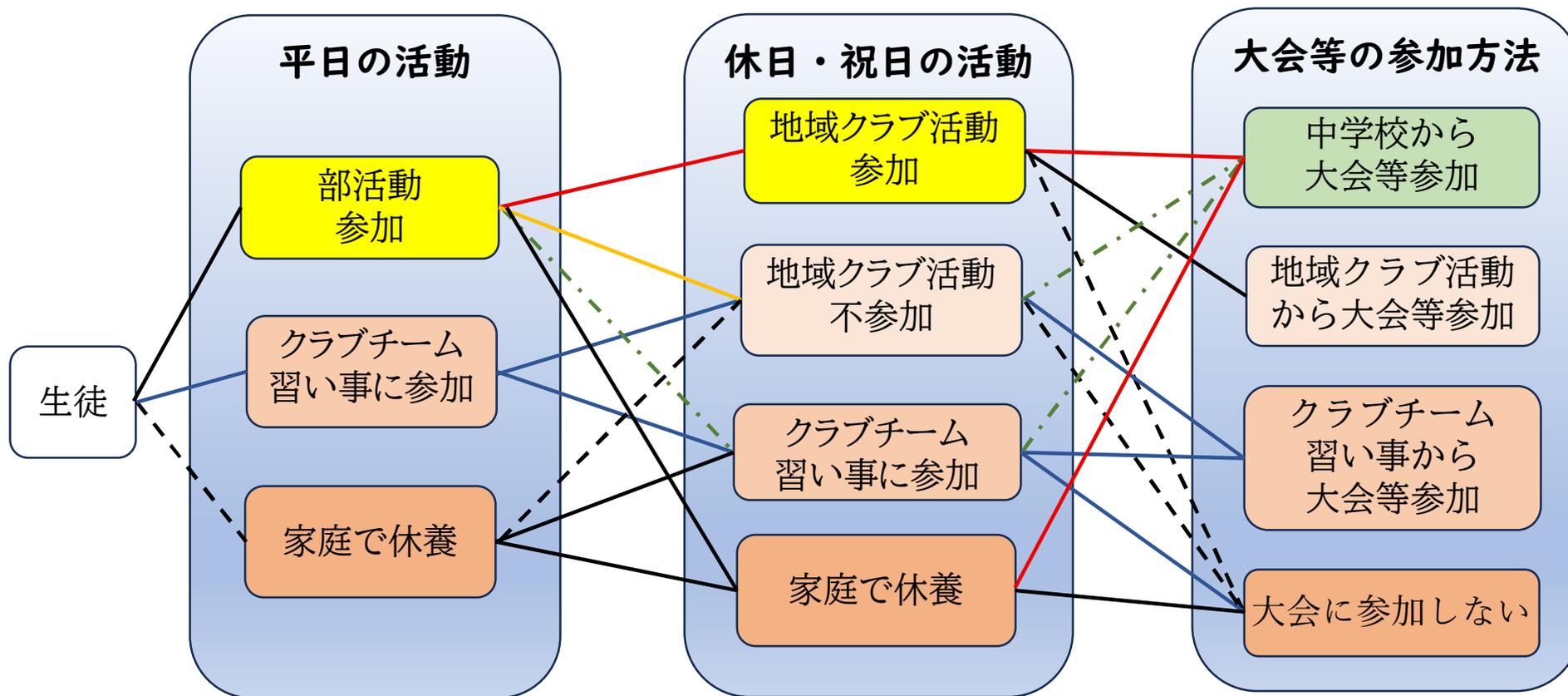
8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

令和7年度後期の地域クラブ活動モデル事業概要

中体連秋季大会(県大会を含む)以降の地域クラブ活動	
活動概要	<ul style="list-style-type: none">・実施予定の地域クラブ活動 スポーツ系列 10 種目 文化系列 5 分野・中学校1,2年生のみの活動・土、祝日は、地域クラブ活動で活動を行う・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを遵守 (出典:スポーツ庁・文化庁 令和4年12月)・中体連のガイドラインを遵守
日曜日の 取り扱い	<p><u>日曜日の活動は行わない。</u></p> <p>ただし、冬季(積雪時)に外の活動は、室内で活動となるので、日曜日に活動を変更する場合がある。</p> <p>※日曜日に活動する場合、土曜日は活動を行わない</p>
実施 種目・分野	野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、卓球、サッカー、剣道、柔道、陸上、合唱、美術、文化芸術、ロボコン、吹奏楽 (15種目・分野)
運用	<ul style="list-style-type: none">・原則 土曜日の実施。一日の活動時間は3時間程度。・地域や学校の指導者から専門的な指導・レベルに応じた指導・他校とも一緒に活動・長期休業中は原則活動なし
その他	活動は、できるだけ短時間に合理的かつ効果的、効率的な活動を行う。

令和7年度後期および令和8年度以降の活動の運用について



※1 上記の地域クラブ活動とは、市が委託している各地域クラブ活動

※2 上記クラブチームとは、福井県のガイドラインを遵守し、中体連の大会参加が認められている各種団体

令和7年度後期および令和8年度以降の活動の運用について

- ① 平日は学校での部活動。
- ② 土曜日、祝日の活動については、地域クラブ活動で活動。
例外として、冬季(積雪時)に関しては、日曜日の室内活動に変更することある。
- ③ 土曜日、祝日の練習試合に関しては、地域クラブ活動の中の1チームとして行ってもよい。
ただし、各種目のコーディネーターと市の担当者と協議の上、練習試合を含む活動計画を設定し、実施する。
- ④ 大会については多くの生徒が出場できるように、生徒および保護者の参加希望を大切に
するが複数登録はできない。また、学校に部活動がない、部員が少なく団体競技として出場ができない、学校の部活に入部していない等の生徒は、地域クラブ活動として参加することができる。
- ⑤ 地域クラブ活動として中体連等の大会に参加するため、各種目・競技で1チーム地域クラブ活動として中体連に登録を行う。
- ⑥ 吹奏楽については、当面学校単位で活動を行う。
- ⑦ 協会や連盟等の大会については、各学校長の判断で、学校単位で参加してもよい。

指導者について

- ☆ 地域クラブ活動に携わる指導者は、**県又は市の指導者研修会を受講すること。**
- ☆ 越前市の地域クラブ活動の**考え方や理念を理解し、生徒の多様なニーズに応えられる資質向上に積極的に取り組むこと。**
- ☆ 基本的な考え方は、次のとおり。

- ・生徒の個性を尊重すること。
- ・**指導者がよき手本**となること。
- ・生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、**適切な休養、過度の活動の禁止、合理的かつ効率的・効果的な活動の導入**等を行うこと。
- ・適切な指導をすること。(寄り添う指導、勇気づける指導)
- ・**生徒の主体性を高める**こと。(自己選択と自己決定の力)
- ・生徒の心身の**健康管理、事故防止**を徹底し、**体罰・ハラスメントを根絶**すること。
- ・指定した指導者研修会を必ず受講すること。
今年度も指導者研修会を複数回開催予定です。

今後のスケジュール

	地域クラブ活動モデル事業	学校・中体連
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期地域クラブ活動に向けての生徒・保護者説明会 ・後期地域クラブ活動の募集開始（説明会終了後） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の地域クラブ活動に関する調査 ・令和7年度の地域クラブ活動指導者の兼職兼業届追加提出（10月24日締め切り）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・地区秋季中学校体育大会 ・後期地域クラブ活動登録終了（9月30日締め切り）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・県スポーツ課主催、市主催指導者研修会（予定） ・後期地域クラブ活動開始 ・吹奏楽の地域クラブ活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・県秋季中学校体育大会 ・令和8年度の中体連出場登録
11月	<ul style="list-style-type: none"> 【第2回協議会】 ・後期活動の状況 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 【第2回実務者連絡会】 ・後期活動の状況 ・令和8年度に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動と部活動についての説明（新入生説明会）
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> 【第3回協議会】 ・令和7年度の活動報告 ・実施の現状把握 ・課題等の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動と部活動についての説明（1・2年生、保護者） ・小学校6年生対象の地域クラブ活動各種目・競技の見学会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・県ガイドライン提示（予定） 	

部活アプリ クラブマネージャー アカウント新規登録の手順

STEP 1

アプリをインストール



以下二次元コードからアプリストアにアクセスし、「部活アプリ | クラブマネージャー」をインストール



PCでご利用の場合



ChromeまたはMicrosoft Edge等のWEBブラウザにて、以下URLにアクセス下さい。
https://bukatsu_app.jp ※アクセス後、ブックマークを推奨いたします。

STEP 2

チームを選択



- 部活アプリを起動し、「学校・部活を選択する」をタップ
- 「学校を選択」の画面にて、以下の通り絞り込み
 - 学校を選択
 - クラブチーム
 - 越前市地域クラブ活動
- 「越前市地域クラブ活動」を選択し「この学校を選ぶ」をタップ



- 所属のクラブを選択し、「この部活を選ぶ」をタップ
- 新規アカウント登録を選択し、「生徒・メンバー」をタップ



要チェックポイント
 必ず確認してください。
 他にも見逃さず確認をお願いします！

「生徒・メンバー」を選択しないで下さい。

STEP 3

新規登録



必要情報をご入力下さい。

- 氏名・フリガナ**
 - お子様の氏名をご入力下さい。
 - 記号やスペースは不可
 - お子様の名前の後に学校名を必ず記入
- アイコンの設定 (任意)**
 - 設定しなくても構いません。
- ログインIDの設定 (6~30文字)**
 - お好きなIDを設定下さい。
 - メールアドレスでも構いません。
 - 英字、数字、記号が使用できます。
 - ID、パスワードを忘れないように
- 学年の設定**
 - お子様の学年をご選択下さい。
- パスワードの設定**
 - お好きなIDを設定下さい。
 - 英字・数字を主方向む。
 - 8文字以上のものにして下さい。
 - 確認のため、2回ご入力下さい。

設定したログインID・パスワードはこちらにメモしましょう！

ログインID
 パスワード

- 入力完了後、「次へ」をタップ
- 「利用規約に同意する」にチェック後、「新規登録」をタップ

- 管理者にアカウント承認依頼が送られます。
 登録作業はこちらで完了です。
 右記の画面のままお待ち下さい。
 ※承認されると画面が切り替わります。



